

10月20日(日)は 衆議院議員選挙の投票日です

最高裁判所裁判官国民審査の投票も同時に



あなたの一票 21世紀へのみちしるべ

投票時間 午前7時～午後6時

投票できる方

今回の選挙で投票できる方は、昭和51年10月21日以前に生まれた方で、平成8年7月7日までに入居届けをし、10月7日現在引き続き住んでいる方です。
★狛江市に入居した方
平成8年7月8日以降に狛江市に入居届けをした方は、狛江市では投票できませんので、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。
★狛江市から転出した方
狛江市の選挙人名簿に登録されていて、6月20日以降に転出した方で、転出先の選挙人名簿

に登録されなかった方は、狛江市で投票することができません。
★狛江市内で転居した方
9月20日までに市内で転居の届け出をした方は、新住所地の投票所で投票できますが、9月21日以降に届け出をした方は、旧住所地の投票所で投票することになりますので、ご注意ください。

投票の方法

今回の選挙から衆議院議員選挙の投票の方法が変わります。投票は、最初に衆議院議員小選挙区選出選挙(薄青色の投票用紙)に候補者の氏名を次に、比例代表選出選挙(白色の投票用紙)に政党名をそれぞれ記入し、さらに、比例代表選出選挙の投票用紙と同時に、最高裁判所裁判官国民審査(薄桃色の投票用紙)の投票用紙を交付しますので、この投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名が印刷されていますので、「やめさせた方がよい」と思われる裁判官については、その氏名の上の欄に「×」を書き、「やめさせなくてもよい」と思う裁判官には何も書かないでください。

不在者投票

★不在者投票ができる方
投票日当日、次のいずれかの理由により投票所で投票ができない方は、不在者投票ができます。
○自分が住んでいる投票区外で仕事に従事の方
○やむを得ない用務や事故のため、狛江市外の場所に旅行中、または、滞在中の方

○病気、けが、妊娠中などのため、投票日に歩行が著しく困難であると予想される方
★不在者投票の期間
○衆議院議員選挙 10月8日(火)から10月19日(土)まで
○最高裁判所裁判官国民審査 10月13日(日)から10月19日(土)まで
時間は午前8時30分から午後5時まで、場所は、市役所3階304会議室で、土・日曜、祝日も受け付けています。
なお、土・日曜及び祝日は、市役所は閉庁日のため不在者投票を行う方は、1階の宿直室のわきからお入りください。

郵便投票

★郵便投票
○身体障害者手帳あるいは戦傷病者手帳をお持ちの方で、一定の要件に該当する方は、郵便による不在者投票ができます。
○指定病院等に入院中の方
指定病院等(不在者投票のできる病院等)に入院中の方は、病院長等に申し出て病院内等で投票することができます。

代理・点字投票

目の不自由な方や身体に障害のある方は、係員が投票の秘密を守り、お手伝いしますので代理投票または点字投票を申し出てください。

入場整理券

入場整理券は、10月11日ごろ郵送します。一枚の入場整理券

に2名連記で郵送しますので、氏名を確認のうえ、必ず切り離して、個人個人でお持ちください。

選挙公報

選挙公報は、朝日、読売、毎日、産経、日本経済の各新聞に折り込みます。なお、都営狛江団地、多摩川住宅については、他の方法で配布します。
また、これらの新聞を購読されていない世帯は、市役所、中央公民館、市民総合体育館、水道課事務所、西河原公民館、健康福祉会館、各地域センター、各児童館、市立各保育園に備えてありますのでご利用ください。

公営ポスター

公営ポスターの掲示場は、各投票区ごとに7、8カ所合計で103カ所設置します。

開票

開票は、今までの上和泉地域センター体育館から狛江市民総合体育館の地下1階第1体育室に変更して、10月20日(日)午後7時30分から行います。参観は狛江市民であれば自由にできますが、駐車場はありませんので、車での来場はできません。なお、当日の体育館は全館使用できません。
※第9投票所(上和泉地域センター)は、体育館に変更になります。

●問い合わせは、選挙管理委員会事務局 ☎3430-1111 ●

衆議院議員選挙投票区全国

